

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第31号

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則

大和市指定下水道工事店規則（平成10年大和市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改め、同条第3号中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第10条第2項中「第5条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第14条第3項中「第6条」を「第8条」に改める。

第18条第2項中「第5条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。